



平成 28 年 1 月 8 日 (金)
14 時解禁

平成 28 年 1 月 8 日 (金)
【照会先】
愛知労働局職業安定部職業対策課
課 長 松浦 克己
雇用助成室長 草野 貴伸
事業所給付監査官 野田 裕一
(電話) 052-219-5518

中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金を不正に受給した事業主名等の公表

愛知労働局（局長 藤澤勝博）では、以下の事業主について、中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

記

事業主	名 称	アオキアート工業 株式会社
	代表者氏名	代表取締役 青木 輝雄
事業所	名 称	アオキアート工業 株式会社
	所在地	愛西市西保町南川原 1 9 0 番地
	事業の概要	天然木化粧合板の製造加工及び販売
不正受給の概要	助成金名	中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金
	金額(返還状況)	20,814,355円(全額返還済み)
	支給決定等取消年月日	平成27年10月8日
	内 容	中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金の申請について、実際には労働に従事していたにも関わらず、休業(短時間休業を含む。)したとしてタイムカードを改ざんし、受給したことが判明したもの

※ 中小企業緊急雇用安定助成金は平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止し、平成 25 年 4 月から雇用調整助成金に整理統合